

監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和6年3月28日（木）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和6年2月15日から令和6年3月28日まで

（2）現地調査箇所

保健所、看護専門学校、農林事務所農業振興課、農林事務所農地林務課

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

福祉保健部

・指導監査課

・保健所

・看護専門学校

農林水産部

・農政企画課

・農林事務所農業振興課

・農林事務所農地林務課

農業委員会事務局

（2）対象期間

令和4年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政

事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 福祉保健部 保健所地域健康課

- ア 日額と定められた附属機関（予防接種健康被害調査委員会）の委員報酬について、職務従事後 10 日以内に支払われていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
- イ 契印について、備品台帳が作成されていなかったもので、改善を図られたい。
- ウ 週休日に行った 7 時間 45 分の勤務について、同一週を超える週休日の振替を行った結果、週の勤務時間が 38 時間 45 分を超えるものとして、支給割合 25/100 の超過勤務手当を支給していた。しかしながら、新たに勤務を要する日となった日の属する週に、別の週休日の振替により休みに変更した日があり、当該週の勤務時間は 38 時間 45 分であったことから、25/100 の超過勤務手当が過大支給となっていたものが見受けられたので、改善を図られたい。

(2) 福祉保健部 保健所保健予防課

- ア 特殊勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。
 - (ア) 特殊勤務手当実績簿の記載漏れにより、過小支給となっているものが複数あった。
 - (イ) 人事給与システムへの入力誤りにより、過小支給となっているものがあった。

(3) 福祉保健部 保健所生活衛生課

ア 領収した現金（食品衛生許可手数料等）について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

イ 超過勤務手当の支給において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

（ア）週休日に行った勤務の支給割合は 135/100 とすべきところ、誤って 125/100 と超過勤務命令簿に記載したことにより、過小支給となっているものがあった。

（イ）人事給与システムへ入力するために作成した所属内での集計を誤ったことにより、過大支給又は過小支給となっているものがあった。

ウ 週休日に行った勤務について、週休日の勤務に係る振替等は 1 日又は 4 時間単位とすべきところ、割り振りでできない時間で勤務時間の割振り変更を行っているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

（4）福祉保健部 看護専門学校

ア 自動販売機の設置に伴う電気使用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

（5）農林水産部 農政企画課

ア 契印について、備品台帳が作成されていなかったなので、改善を図られたい。

（6）農林水産部 農林事務所農業振興課

ア 超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

（ア）正規の勤務時間が割り振られた日における超過勤務の支給割合は 125/100 とすべきところ、誤って 135/100 と超過勤務命令簿に記載したことにより、過大支給となっているものがあった。

（イ）週休日に行った勤務の支給割合は 135/100 とすべきところ、人事給与システムへ入力する際に誤って 125/100 としたことにより、過小支給となっているものがあった。

（7）農林水産部 農林事務所農地林務課

ア 割山森林公園天湖森ログハウス（さくらそう）外空調機更新業務委託における再委託承諾書について、公印を省略していたので、改善を図られたい。

イ 大山農村環境改善センター及び八尾農村環境改善センターにおいて、公の施設として富山市農村環境改善センター等条例に定める会議室等の施設を、特定の団体に対して行政財産目的外使用許可により独占的に使用させていたので、改善を図られたい。

（8）農業委員会事務局

ア 契印について、備品台帳が作成されていなかったなので、改善を図られたい。

イ 休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当 135/100 欄に記載す

べきところ、勤務した全時間を休日給欄に記載したことにより、超過勤務手当が過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 農業委員会事務局

現在富山市では、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、特定農地貸付けを行っている市民農園が多数あるが、今回の定期監査において、貸付規程が確認できない農園が複数見受けられた。

特定農地貸付けを行おうとする者は、申請書に貸付規程を添えて農業委員会へ承認を申請し、農業委員会は、承認の申請が一定の要件に該当する場合は承認することとされているが、この貸付規程が所管課や農業委員会にて保管されておらず、承認時に貸付規程の添付があったかどうか不明な案件が複数見受けられたため、貸付規程の再確認及び書類の保管のあり方について検討されたい。